

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 味噌川ダム管理所外消防用設備点検等業務 |
| 2 履 行 場 所 | 長野県木曽郡木祖村小木曽2058-22
独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所 外 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 一般社団法人長野県消防設備協会の「表示登録会員」に登録しており、かつ、一般競争(指名競争)参加資格業者のうち役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けていること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。 |
| 3) 見 積 書 提出期限 | 令和8年8月31日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5) 担 当 者 | 契約担当 森 |
| 6) 質 問 書 提出期限 | 令和8年8月24日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月1日 12:00 までとします。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

味噌川ダム管理所外消防用設備点検等業務 仕様書

1. 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「味噌川ダム管理所外消防用設備点検等業務」（以下「業務」という。）に適用する。

2. 目 的

本業務は、木曽川上流ダム総合管理所味噌川ダム管理所（以下「味噌川ダム管理所」という。）、味噌川ダム防災資料館、木曽福島操作室、水嶺寮及び新万郡宿舎に設置した消防用設備の機能保全のため、消防法等に定める所要の点検及び報告を行うことを目的とする。

3. 業務場所

業務場所は以下の5箇所とする。

- | | |
|---------------------------|------------|
| 1. 長野県木曽郡木祖村大字小木曽 2058-22 | 味噌川ダム管理所 |
| 2. 長野県木曽郡木祖村大字小木曽 1160-5 | 味噌川ダム防災資料館 |
| 3. 長野県木曽郡木曽町福島 2010-13 | 木曽福島操作室 |
| 4. 長野県木曽郡木曽町福島 2010-13 | 水嶺寮 |
| 5. 長野県木曽郡木曽町福島 2010-13 | 新万郡宿舎1号～9号 |

4. 業務内容

- (1) 点検業務の内容については、以下のとおりとする。また実施頻度については、消防庁告示第9号第3（平成16年5月31日）の規定に基づき、以下のとおりとする。

《 味噌川ダム管理所 》

自動火災報知設備点検

〔機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回〕

①	受信機 P型1級 9/20回線	1 台
②	副受信機	1 台
③	差動式スポット型感知器	45 個
④	定温式スポット型感知器	18 個
⑤	煙感知器	28 個
⑥	発信器 P型1級	6 個
⑦	音響装置	8 個
⑧	表示灯	6 個

防火シャッター・ダンパー設備点検

〔機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回〕

①	制御盤	1 台
②	煙感知器	7 個
③	防火シャッター	4 台
④	ダンパー	3 台

消火器 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	A B C 粉末消火器	3 単位	2 1 本
②	中性強化液消火器	2 単位	2 本

誘導灯・誘導標識 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	小型誘導灯	8 台
②	室内誘導灯	4 台
③	誘導標識	1 枚

《 味噌川ダム防災資料館 》

自動火災報知設備点検 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	受信機 P型1級 5/10回線	1 台
②	差動式スポット型感知器	1 7 台
③	定温式スポット型感知器	2 個
④	煙感知器	1 0 個
⑤	発信器 P型1級	2 個
⑥	音響装置	2 個
⑦	表示灯	2 個

消火器 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	A B C 粉末消火器	3 単位	5 本
---	-------------	------	-----

避難器具 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	避難はしご	1 台
---	-------	-----

誘導灯・誘導標識 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	中型誘導灯	1 台
②	誘導標識	3 枚

《 水嶺寮及び木曽福島操作室 》

自動火災報知設備点検 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	受信機 P型1級 6/10回線	1 台
②	差動式スポット型感知器	3 6 台
③	定温式スポット型感知器	2 1 個
④	煙感知器	6 個
⑤	発信器 P型1級	4 個
⑥	音響装置	4 個
⑦	表示灯	4 個

ガス漏れ警報設備点検 [機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

①	受信機 4/5回線	1 台
②	ガス漏れ検知機	4 台

防火タレ壁設備点検

[機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

① 制御盤	1 台
② 煙感知器	2 個
③ タレ壁	2 個

消火器

[機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

① A B C 粉末消火器 3 単位	8 本
--------------------	-----

誘導標識

[機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

① 誘導標識	1 6 枚
--------	-------

《 新万郡宿舎 》

消火器

[機器点検：年1回、機器・総合点検：年1回]

① A B C 粉末消火器 3 単位	9 本
--------------------	-----

- (2) 点検業務の実施期間について、機器点検を令和8年9月頃、機器・総合点検を令和9年2月頃に実施する。

5. 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

6. 提出書類

業務終了後は、報告書を作成し、必要に応じて消防署へ点検結果報告書を提出するものとする。

7. その他

- (1) 業務の履行に当たっては、消防法、同法施行令並びに同法施行規則等の法令を遵守し、実施するものとする。
- (2) 疑義等が発生した場合は、機構と協議するものとする。

以上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月18日に交付された「味噌川ダム管理所外消防用設備点検等業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。